

認定個人情報保護団体の認定について

令和3年7月21日に一般社団法人JAPHICマーク認証機構から個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第47条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされた。

同申請について、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針（平成29年個人情報保護委員会告示第7号）に基づき審査した結果（別添1及び2）、法第49条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定のうえ、公示することとしたい。

記

1 申請団体の概要

(1) 名称

一般社団法人JAPHICマーク認証機構

(2) 所在地

東京都中央区日本橋2丁目1番17号

(3) 代表者

代表理事 中原國尋

(4) 団体の目的

JAPHICマーク（個人情報保護法に準拠して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し運用している事業者を認証したマーク）等の認証に関する事業を行い、個人情報保護に関する人材の育成を促進するとともに、企業、組織の個人情報保護の普及を目的とする。

(5) 会員数（令和3年7月1日現在）：5名

(6) 対象事業者（申請時点で同意している者）：47社

2 認定通知文書（別添3）

申請団体に対し、法第47条第1項の規定に基づき認定する旨を通知する。

3 登録免許税納付通知書（別添4）

申請団体に対し、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第2条に基づき認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

【参考】

本件申請は、現在認定個人情報保護団体として活動している特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会が、本機構（設立日：令和3年3月12日）に対し、認定業務を移管することに伴うもの。同協会は、本機構が当委員会から認定個人情報保護団体として認定され、業務が本機構へ完全に移管された後、解散となる見込み。

以上

認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構

提出しなければならない書類	提出された書類
○政令第 19 条第 1 項 次に掲げる事項を記載した申請書 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地 三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）	・認定個人情報保護団体認定申請書
○政令第 19 条第 2 項第一号 定款、寄附行為その他の基本約款	・一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構定款
○政令第 19 条第 2 項第二号 認定を受けようとする者が法第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面	・認定を受けようとする者が個人情報の保護に関する法律第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
○政令第 19 条第 2 項第三号 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類	・認定個人情報保護団体としての業務実施規程 ・教育研修実施規程 ・苦情処理手順 ・個人情報の保護に関する法律施行規則第 24 条で定める様式で求められる「届け出る個人情報保護指針に係る事項」について記載した書類 ・令和 3 年事業計画書
○政令第 19 条第 2 項第四号 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類	・一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構組織図、役員及び従業員の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに機構の概要を記載した書類
○政令第 19 条第 2 項第五号 最近の事業年度における事業報告書、貸	・財産目録（2021 年 6 月 30 日付） ・2021 年、2022 年及び 2022 年の

提出しなければならない書類	提出された書類
借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)	収支の見込み及びその算出根拠を記載した書類
○政令第 19 条第 2 項第六号 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類	・ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
○政令第 19 条第 2 項第七号 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類	・ 対象事業者の名称及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
○政令第 19 条第 2 項第八号 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類	・ 「個人情報保護体制を認証する JAPHIC マーク制度」と題する書類
○政令第 19 条第 2 項第九号 その他参考となる事項を記載した書類	・ 「“知らなかった”ではすまされない！個人情報保護」と題する書類

認定個人情報保護団体の認定の審査結果

一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構

認定の基準		事由
一 法第49条第1号関係		
イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。	適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程において認定業務を行う組織及び運営について規定されている。
(1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。	適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第5条において規定されている。
(2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年1回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。	適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第21条第1項において規定されている。
ロ 個人情報保護指針が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）その他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること。	適合	個人情報保護指針はガイドライン等に準拠していることが認められる。

認定の基準		事由	
ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。	/		
(1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。		適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第 12 条第 1 項、並びに苦情処理手順第 5 条第 2 項及び第 12 条第 3 項において規定されている。
(2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。		適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第 15 条第 4 号及び第 18 条第 3 項、並びに苦情処理手順第 12 条第 3 項から第 5 項まで及び第 13 条第 1 項において規定されている。
(3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。		適合	苦情処理手順第 14 条において規定されている。
ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。	/		
(1) 情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。		適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第 9 条において規定されている。
(2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。		適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第 4 条及び第 9 条並びに教育研修実施規程第 3 条において規定されており、また、一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構組織図、役員及び従業員の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに機構の概要を記載した書類、及び令和 3 年事業計画書にお

認定の基準		事由
		いて認められる。
ホ 法第47条第1項第3号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。		
(1) 対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。	適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第15条第4号及び第18条第2項において規定されている。
(2) 対象事業者における個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の対応（個人情報保護委員会への報告を含む）が適正かつ明確に定められていること。	適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第10条において規定されている。
(3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。	適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第11条において規定されている。
(4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第11条において定められており、また、一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに機構の概要を記載した書類、及び令和3年事業計画書において認められる。
二 法第49条第2号関係		
イ 認定業務を適正かつ確実にを行うための組織が存在すること。	適合	認定個人情報保護団体としての業務実施規程第4条において定められており、また、一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに機構の概要を記載した書類において認められる。

認定の基準		事由
ロ 認定業務を適正かつ確実にを行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。	適合	一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに機構の概要を記載した書類において認められる。
ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。	適合	認定事業を実施する3年程度における収支の見込みが堅実に見積もられたものと認められることから、認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であると認められる。
ニ 債務超過の状態にないこと。	適合	財産目録(2021年6月30日付)によれば、債務超過の状態にない。
三 法第49条第3号関係 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。	適合	認定申請に係る業務以外にも、第三者として個人情報の保護措置に関する審査を行い、適切な保護体制を整備・運用していると認める事業者が JAPHIC マーク及び JAPHIC マークメディカルを発行する活動等を行っているが、それらによって、認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがない。

個情第 号
令和3年 月 日

一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構
代表理事 中原 國尋 殿

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

認定個人情報保護団体の認定について

令和3年●月●日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項の規定に基づき、 月 日付で認定する。

個情第 号
令和3年 月 日

登録免許税納付通知書

一般社団法人 JAPHIC マーク認証機構
代表理事 中原 國尋 殿

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添^{<添付略>}「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法第60条第1項の規定により延滞税が加算されます。

記

- 1 登録免許税の額 9万円
- 2 納付すべき場所 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む））又は麴町税務署
- 3 納付期限 令和3年 月 日
（登録免許税領収証書届出書提出期限）